

意見書

平成22年7月29日

情報通信行政・郵政行政審議会

電気通信事業部会長 様

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめさんばんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 KDDI株式会社

代表取締役社長兼会長 おの でら ただし 小野寺 正

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成22年6月29日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

事業者毎に光屋内配線を重複して新設する必要が無くなり、結果としてユーザーのコスト負担の軽減を図ることが可能となるため、NTT東・西の既設屋内配線を事業者間で転用することには賛成です。

【光屋内配線のユーザーへの無償譲渡について】

現在、メタル回線の屋内配線についてはユーザーへ無償での譲渡が可能となっていますが、ユーザー利便向上の観点から、光屋内配線についてもユーザーの要望に応じて無償譲渡するスキームを早期に実現すべきと考えます。

【既設屋内配線の再転用時の事業者間精算について】

今回の申請案において、利用権を持つ事業者から光屋内配線を再転用する場合にNTT東・西が支払う費用は一律料金となっていますが、事業者が光屋内配線を調達する場合に支払う費用は新設工事と転用工事によって異なるため、新設の比率が高い事業者は取引上、不利となります。従って、公正競争を確保する観点から、認可後の運用実績を踏まえて、事業者毎の平均支払額に多大な差が生じる場合は、転用スキームについて、今後、適時適切な見直しを検討して頂きたいと考えます。

なお、今回申請された転用料金については毎年、設備の償却状況を反映した見直しを継続するものと理解しています。

【既設屋内配線転用時に宅内工事を行わないメニューの追加について】

光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本が今回申請した宅内工事を行わないメニューについては、NTT西日本もメニュー化を早期に実現すべきです。これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザーの利便性向上に寄与できるようにすべきと考えます。

以上